

社発第 T-186 号
平成 29 年 6 月 20 日

貸借取引参加者
代表者 殿

日本証券金融株式会社
代表取締役社長 小林 英三

「貸借取引の融資担保株券等に付随する権利の行使等に関する取扱要領」の
一部改正等について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、1 売買単位当たりの投資金額（売買単位に貸借値段を乗じた額）が低く、権利処理等手数料の負担が高まっている銘柄に対する対応として、下記のとおり「貸借取引の融資担保株券等に付随する権利の行使等に関する取扱要領」を一部改正し、当該銘柄等にかかる権利処理等手数料にかかる料率を引き下げる対応を実施することといたしましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 「貸借取引の融資担保株券等に付随する権利の行使等に関する取扱要領」の一部改正…別紙
<改正内容>

本要領第 3 項、第 4 項および第 6 項に基づき算出する権利処理等手数料の料率は、前月末時点の貸借値段に対する割合が 1%を超えない範囲で設定するものとし、超える場合はこれを引下げることにします。

2. 対象銘柄等のご通知方法

引下げの対象となる銘柄および適用料率については、Target 日証金サイトに掲載いたします。

3. 実施日

平成 29 年 6 月 27 日

以 上

「貸借取引の融資担保株券等に付随する権利の行使等に関する取扱要領」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
貸借取引の融資担保株券等に付随する権利の行使等に関する取扱要領	貸借取引の融資担保株券等に付随する権利の行使等に関する取扱要領
1. ～6. (現行どおり)	1. ～6. (省 略)
7. <u>第 3 項、第 4 項および第 6 項に基づき算出する権利処理等手数料の料率は、前月末時点の貸借値段に対する割合が 1%を超えない範囲で設定するものとし、超える場合はこれを引下げる。</u>	(新 設)
付則 この改正規定は、平成 29 年 6 月 27 日から実施する。	